

保有個人情報保護制度

宝塚市では、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が個人情報を適正に取り扱うこと、及び本人に開示請求権等を保障することによって、安心して信頼できる市政の推進を目指しています。

—制度の概要—

法律が対象とする個人情報

氏名、住所、学歴、職歴、病歴、税金や年金の額など、特定の個人に関する一切の情報を保護の対象とします。また、氏名などが記載されていなくても、他の情報と照合することによって個人が特定される情報も含まれます。

市が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報ファイル簿の閲覧

個人情報保護法では、行政機関が個人情報ファイルを保有した場合には、一部の例外を除き、帳簿を公表しなければならないこととされています。宝塚市が公表している個人情報ファイル簿については、宝塚市のホームページで閲覧することができます。

(2) 保有の制限等

市が個人情報を保有するときは、法令等の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定します。

(3) 利用・提供の制限

個人情報を、法令に基づく場合などを除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しません。

(4) 適正管理義務

市が保有している個人情報を正確かつ最新の状態に保ちます。
漏えい、滅失、又は棄損の防止等のため、適切な措置を講じます。
必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄・消去します。

開示請求・訂正請求等の制度

(1) 開示の請求

どなたでも、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。ただし、次の情報は、開示しません。

- 開示することによって、本人の生命、健康、財産等を害するおそれがある情報
- 氏名、生年月日などにより本人以外の特定の個人を識別できる情報
- 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報
- 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれなどがある情報
- 開示することにより、犯罪の予防その他公共安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 審議、検討又は協議に関する情報のうち、率直な意見交換・意思決定の中立性が不当に

損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益与え、又は不利益を及ぼす恐れがあるもの
○市等が行う事務事業などの適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報

(2) 訂正請求

開示請求をした方で、自己の個人情報に誤りがあると思料する場合は、その訂正を請求することができます。

(3) 利用停止請求

どなたでも、自己の個人情報が制限に違反して、目的外利用・外部提供されていると思われる場合、利用の停止等を請求することができます。

請求の方法等

(1) 本人が請求する場合

開示請求の際は、本人を確認できる資料(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等)をご持参のうえ、市役所総務部総務課もしくは情報公開コーナーまでお越しください。

来庁できないやむを得ない事情がある方は、情報公開・個人情報保護担当までご連絡ください。

(2) 代理人が請求する場合

法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(3) 請求費用

請求手数料として、公文書の写しの交付を請求された場合には、実費をいただきます。

○複写物の交付に要する実費例

方法	費用
白黒コピー	100円/枚
カラーコピー	500円/枚
光ディスク	1000円/枚

※郵送の場合は、別途郵送料をいただきます。